

国際宅配便運送約款

株式会社 ECMS ジャパン

第一章 総則

(事業の種類)

第1条 本約款は、株式会社 ECMS ジャパンの「国際宅配便サービス」全般に適用されるものとします。

2. このサービスは、航空運送事業者（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を営業者をいいます。）が行う貨物の国際運送（又は当該運送を利用して利用運送事業者が行う貨物の国際運送）に係る第 2 種利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する事業をいいます。）として提供するものです。
3. 荷送人は、本約款及びこれに基づいて定められた規定に同意したものとします。
4. 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の商慣習によるものとします。
5. 株式会社 ECMS ジャパンは、事前に予告することなく、いつでも本約款を変更することが出来るものとします。本約款の変更は、株式会社 ECMS ジャパンのウェブサイトの運送約款ページ（<https://www.ecmsglobal-jp.com/transportation-agreement>、以下「本サイト」といいます。）に掲載された時点をもって効力を発するものとします。荷送人は、商品又はサービスの発注前に、本サイトにて、最新の本約款を必ず確認してください。変更の効力が発生した日以降のお申込みは、変更後の本約款を受け入れ、これに同意したものとみなされます。

(定義)

第2条 「国際宅配便サービス」とは、荷送人、もしくは会社の指定する場所から荷受人までの運送又は運送の引受けもしくは手配及びそれに付随する付帯業務を「通し運賃料金」で行うことをいいます。

2. 「国際宅配便貨物」とは、本約款の規定に基づき会社により、一荷送人から、一時に、一箇所まで受託され一口として扱われ、一宛先地の一荷受人に宛て、一通の運送状で運送される一個又は数個の小荷物をいいます。（以下「貨物」といいます。）
3. 「会社」とは、国際宅配便サービス全般を提供する株式会社 ECMS ジャパンをいいます。
4. 「国際宅配便運送状」とは、荷送人により又は荷送人に代って作成される書類で、国際

宅配便サービスにつき、荷送人と会社との間の契約を証するものをいいます。(以下「運送状」といいます。)

5. 「荷送人」とは、貨物の運送に関して会社と契約を締結した当事者として運送状にその氏名又は名称が記載されているものをいいます。
6. 「荷受人」とは、会社が貨物を引き渡すべき者として、運送状にその氏名又は名称が記載されているものをいいます。
7. 「条約」とは、次のいずれかのうち、荷送人と会社との間の契約に適用になるものをいいます。
 - ・1929年10月12日ワルソーで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(以下「ワルソー条約」といいます。)
 - ・1955年9月28日ヘーグで署名された「1955年にヘーグで改正されたワルソー条約」(以下「改正ワルソー条約」といいます。)
 - ・1975年9月25日モンテリオールで署名された「モンテリオール第四議定書で改正された1955年にヘーグで改正されたワルソー条約」(以下「モンテリオール第四議定書」といいます。)
 - ・1999年5月28日にモンテリオールで署名された「国際航空運送についてのある統一に関する条約」(以下「モンテリオール条約」といいます。)
8. 「SDR」とは、国際通貨基金の定める特別引出権(スペシャルドローイングライト／SDR)をいいます。

第二章 運送の引き受け

(運送状)

第3条 荷送人が運送を委託するときは、荷送人は、貨物一口ごとに運送状を作成しなければなりません。運送状の作成は、荷送人の依頼により、会社が代わって行うことができますが、記載内容についての責任は荷送人にあります。

2. 運送状の必要記載事項は、下記の通りです。

- (1) 荷送人の氏名・住所・電話番号
- (2) 荷受人の氏名・住所・電話番号
- (3) 明細(Description)
- (4) 荷送人の署名・年月日
- (5) 会社の受取署名・年月日・時刻
- (6) 申告価額
- (7) 個数・重量
- (8) その他会社が必要とする記載事項

(通関用送り状 (インボイス))

第4条 荷送人は、通関手続きに必要とされる場合は、貨物内容に基づき、貨物一口ごとに、通関用送り状 (インボイス) を作成し、会社に交付しなければなりません。

(貨物の内容点検)

第5条 会社は、必要ありと認めた場合、必要な事項について貨物の内容を点検することがあります。ただし、点検したことにより当該貨物の運送が、発送地、経由地及び目的地とされる国の法令に違反しないことを保証するものではありません。

(荷造り)

第6条 荷造りの責任は、荷送人にあるものとし、荷送人は貨物の運送に適するように貨物の荷造りをしなければなりません。荷造りが運送に適しないと認められる場合、会社は荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により貨物の運送に適する荷造りを行います。

(引受けの拒否)

第7条 会社は、次の場合には運送の引受けを拒否することがあります。

- (1) 運送の申込みが、本約款によらないものであるとき。
- (2) 荷造りが運送に適さないとき。
- (3) 運送に関し、荷送人から特別な負担を求められたとき。

(引受けの制限)

第8条 会社は、次に掲げる貨物については、その運送を引受けません。

- (1) 重量、容積又は金額が、別途定める会社の規定を超えるとき。
- (2) 貨物が以下に掲げる品目に該当する場合。
 - ①金・銀・白金その他貴金属、ダイヤモンドを含む貴石及び半貴石、各国の通貨 (紙幣、硬貨)、あらゆる種類の宝飾品、その他の貴重品
 - ②有価証券類 (ただし、文書に特約をし、付保した場合を除く)
 - ③信書又は現行法で信書と定義された通信手段
 - ④動植物
 - ⑤遺体又は遺骨
 - ⑥変質又は腐敗しやすいもの
 - ⑦小火器用爆薬並びに火器
 - ⑧爆発物
 - ⑨圧縮ガス
 - ⑩引火性液体及び個体、可燃性固体
 - ⑪写真用閃光電球
 - ⑫磁気性物質

- ⑬水銀
- ⑭酸その他の腐敗性物質、全ての塩基及び酸
- ⑮酸化剤
- ⑯毒物
- ⑰気化性物質
- ⑱危険物と定義されるもの(ICA0 危険物規則及びIATA 危険物規則による)
- ⑲法的運送禁止品目
- ⑳通過国を含む輸出入国、州、地方自治体、連邦政府の法令により、その輸送、輸出及び輸入などが禁止され又は制限されている貨物
- ㉑適用される税関規制の規定通りの税関申告が行われていない貨物
- ㉒住所に誤りがあるか、住所がきちんと表示されていない貨物、もしくは、梱包に瑕疵があるか、梱包が不十分であるため、取り扱いに合理的な注意を払っても安全な輸送を確保できない貨物
- ㉓その他会社が不適当と認めたもの（詳しくは、本サイトをご覧ください）

（運賃料金）

- 第9条 運賃料金は第 2 条第 1 項に述べる「通し運賃料金」とし、その明細は会社が定める料金表によります。なお、「通し運賃料金」には、発着地集配料、通関料、運賃、取り扱い手数料等を含みます。
2. 前項に定める料金表記載の料金は、貨物 1 個当たりの実重量か容積重量のうち、いずれか大きいものが適用されます。この算出値は、各貨物の重さを会社が量り直し、測定し直して確認します。重量又は寸法の情報が不正確であり、オンライン決済が行われた貨物については、会社が保管して、7 日以内に不足分の支払いをするよう荷送人に通知します。7 日以内にこれが支払われないときには、荷送人と会社との間の運送契約は解除又は取り消しとなり、貨物は荷送人へ返送されます。この場合、荷送人は、オンライン決算処理にかかわる管理手数料を補填するため、取消手数料および、運送契約の解除又は取り消しまでに発生した費用を支払う義務を負うものとし、会社は当該管理手数料および費用を差し引いた残額を返金するものとします。
 3. 第 1 項記載の運送料金には、関税、国内消費税、付加価値税、供託金、罰金、課徴金、その他の負担金は含まれません。もし、会社がこれらの負担金を支払った場合は、荷受人は直ちに会社にその全額を支払うものとします。なお、輸入税の納付の要請は、荷受人に対して、配達前、又は配達時に荷物と引き換えに、行われます。会社は、荷受人の代わりに輸入税を立替えた場合、輸入税とは別に手数料を請求することができます。
 4. 会社が、荷送人の請求に基づき運送保険契約の締結を引受けた場合には、通し運賃料金とは別に保険料を収受いたします。
 5. 会社が、荷送人又は荷受人の依頼に基づき通常範囲を超える手続きや作業の提供をした場合は、その費用及び負担金は、依頼をした荷送人又は荷受人より収受します。

6. オンライン決済が行われた後に荷送人が会社との間の運送契約を解除又は取り消した場合、会社は、返金処理をします。ただし、荷送人は、オンライン決算処理にかかわる管理手数料を補填するため、取消手数料および、運送契約の解除又は取り消しまでに発生した費用を支払う義務を負うものとし、会社は当該管理手数料および費用を差し引いた残額を返金するものとします。
7. 荷送人の都合による運送契約の解除又は取り消しは、荷送人によりオンライン決済が行われた後から会社が当該貨物の輸出通関申請をするまでの間で可能となります。
8. 荷受人が負担すべき金額を支払わない場合は、荷送人がその責任を負わねばなりません。
9. 料金表は、航空運賃の改定、その他の経済変動により改訂することがあります。

(運賃料金の収受)

第10条 運賃料金は、原則として運送の引受時にお支払いいただきます。なお、例外的に運賃料金について着払いを認める場合があります。その場合において、荷受人より支払いが無いときは、荷送人がその責任を負わねばなりません。

(運送経路と方法)

第11条 会社は、貨物の取り扱い、保管、通関及び運送において取るべき手段、経路及び手続きについて一任され、最善の方法をとるものとします。

第三章 貨物の引渡し

(貨物の引渡し)

第12条 会社は、運送状に記載された場所で、荷受人に貨物を引き渡します。ただし、配達時、その場所に荷受人が不在の場合又は直接荷受人に引渡しが出来ない場合は、荷送人との特約がない限り、代理人又は代理人とみなされる者（荷受人取扱い窓口、管理人、家族、同居人、隣人又は荷受人の同僚等で荷受人に代わり荷受人のために貨物の引渡しを受けてくれる者）に、貨物の引渡しをすることができるものとします。

(貨物の引渡しが出来ない場合の措置)

- 第13条 会社は、運送状の荷受人が記載された住所にいない場合、若しくは荷受人が貨物の受け取りを怠り、若しくは拒んだとき、又はその他の理由により、貨物の引渡しが出来ないときは、遅滞なく貨物の処分につき、指図を求めます。
2. 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

(引渡しが出来ない貨物の処分)

第14条 会社は、前条第 1 項に対する指図がない場合、その指図を求めた日から 30 日間貨物を保管した後、仕向け国の法規によりこれを売却又はその他の方法により処分することができます。ただし、貨物の変質又は腐敗しやすいものであるときは、直ちに貨物の売却その他の処分をすることができます。

2. 会社は、前項の規定により処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対し通知します。
3. 会社は、第 1 項の規定により処分したときは、その代金を指図の請求並びに貨物の保管及び処分に要した費用及びその他の立替金に充当し、不足があるときは荷送人にその支払いを請求し、余剰があるときは、これを荷送人に返還します。

(留置権の行使)

第15条 会社は、運賃料金、立替金、その他運送約款に基づいて発生する全ての費用の回収のため、貨物に対し留置権を有するものとし、かかる費用の支払いがなされるまで、当該貨物の引渡しを拒絶できるものとします。

2. 会社は、本約款により、荷送人と締結した運送契約に基づいて生じた全ての費用の支払いがなされるまで、当該荷送人との運送契約によって会社が占有する荷送人の貨物の引渡しを拒絶することができます。

第四章 責任

(責任)

第16条 会社の責任は、次のとおりとします。ただし、条約その他の適用法令に別段の定めがある場合で、本条の規定が、その条約、適用法令の定めよりも会社の責任を免除し、又は低い限度を定めていることにより無効とされる場合を除きます。

2. 第 3 項から第 6 項に定める場合を除いて、貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じ、又はこれらに関連して生じる貨物の破壊、滅失、き損又は遅延による損害については、その損害の原因となった事故が運送中に生じたものであるときは、責任を負います。ただし、会社は、自己及びその使用人がその損害を防止するために必要なすべての措置を取ったこと、又はその措置を取ることができなかったことを証明した場合は、責任を負いません。
3. モントリオール第四議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じ、又はこれらに関連して生じる遅延による損害については、会社は、その損害が運送中に生じたものである場合には、責任を負います。ただし、会社は、自己、その使用人及び代理人がその損害を防止するために必要なすべての措置を取ったこと、又はそのような措置を取ることが不可能であったことを証明した場合は、責任を負いません。

4. モントリオール第四議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じ、又はこれらに関連して生ずる貨物の破壊、滅失、き損による損害については、会社は、その損害の原因となった事故が運送中に生じたものであることのみを条件として、責任を負います。ただし、会社は、その損害が次の一又は二以上の原因からのみ生じたものであることを証明した場合は、責任を負いません。
 - (1) 貨物の固有の欠陥又は性質
 - (2) 会社、その使用人又は代理人以外の者によって行われた貨物の荷造りの欠陥。
 - (3) 戦争行為又は武力紛争
 - (4) 貨物の輸入、輸出又は通関に関してとられた公的機関の措置。
5. モントリオール条約の適用を受ける貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じ、又はこれらに関連して生ずる遅延による損害については、会社は、その損害が運送中に生じたものであるときには、責任を負います。ただし、会社は自己、その使用人及び代理人が損害を防止するために合理的に要求されるすべての措置をとったこと又はそのような措置を取ることが不可能であったことを証明した場合には、責任を負いません。
6. モントリオール条約の適用を受ける貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じ、又はこれらに関連して生ずる貨物の破壊、滅失、き損による損害については、会社は、その損害の原因となった事故が運送中に生じたものであることのみを条件として、責任を負います。ただし、会社は、その損害が次の一又は二以上の原因から生じたものであることを証明した場合は、その範囲内で、責任を免れます。
 - (1) 貨物の固有の欠陥又は性質
 - (2) 会社、その使用人又は代理人以外の者によって行われた貨物の荷造りの欠陥。
 - (3) 戦争行為又は武力紛争
 - (4) 貨物の輸入、輸出又は通関に関してとられた公的機関の措置。
7. 第 8 項に定める場合を除いて、会社の責任は、損害を受けた貨物 1 キログラム当たり 26 S D R 又は貨物 1 個につき 100 米ドルのいずれか低い方の額を上限とします。ただし、ワルソー条約、改正ワルソー条約の適用を受ける貨物の運送の場合には、その損害が、会社又はその使用人の故意又は重過失により生じたことが証明された場合は、この限りではありません。
8. 第 7 項にかかわらず、荷送人が貨物の引受けまでに、会社の提供する「ESE Care」に申し込み、必要とされる割増料金を支払った場合において、荷送人が申告した貨物の価額が正当なもので、なおかつ貨物または梱包の外観から運送中に貨物が滅失・損傷を被ったと推定する正当または合理的な理由が確認できたときは、会社は以下に定める限度で責任を負うものとします。
 - (1) 損害を受けた貨物の申告価額もしくは 20 万円のいずれか低い方を上限とします。
 - (2) 上記の (1) に加えて、荷送人が被る以下の費用についても会社は責任を負うこととします。

- ① 当該損傷貨物の廃棄および残存物の除去に要した費用。ただし 10 万円を上限とします。
 - ② 代替品を同一の荷受人に再輸送するのに要した費用（航空運賃、通関費用その他関連費用を含む。輸入国で関税が課徴された場合は、関税も含む）。ただし 10 万円を上限とします。
 - ③ 当該損傷貨物を荷送人へ返送するのに要した費用（航空運賃、通関費用その他関連費用を含む。輸入国で関税が課徴された場合は、関税も含む）。ただし 10 万円（他の通貨の場合はそれと同等額）を上限とします。
9. 第 7 項又は第 8 項いずれの場合も、損害賠償の請求にあたっては、物品の実際の購買価額、同種同品種の物品の通常の価額又はそのいずれもない場合は、限度内で正当と認められるその物品の価額を基礎に算出される当該物品の実際の損害額を超えることは出来ません。
10. 会社は、遅延による損害以外のいかなる間接的な損害に対しても責任を負いません。即ち、貨物について直接発生した物的損害に対してのみ責任を負い、その結果発生した間接的損害には、得べかりし利益、利息及び効用の損失並びに商機の逸失による損失を含むものとし、かつ、これらに限定されないものとします。
11. 損害賠償に関する通貨換算は、訴訟の場合には、最終口頭弁論終結の日に有効な換算率を適用し、訴訟以外の場合には、支払うべき損害賠償の確定した日に有効な換算率を適用します。

（危険回避の処置と損害賠償）

第17条 荷送人及び荷受人は、いかなる場合においても自己の貨物が他の貨物又は会社の財産に損害を与えた場合には、それにより会社が被った全ての損失及び費用を会社に弁償するものとします。会社は人員及び航空機その他の物に害を及ぼす恐れのある貨物を予告なしに廃棄し又は破壊することができ、かつ、そのためにはなんらの責任を負いません。

（損害賠償請求及び訴訟提起の期限）

第18条 貨物の引渡しを受ける資格のある者が、苦情の申し立てをすることなく貨物を受領した場合には、その貨物が良好な状態で引き渡され、かつ、運送契約に従って引き渡されたものと推定されます。

2. 貨物に関する損害賠償の請求は、次の各号の期間内に文書をもって、会社へ提出されなければ、会社はその損害賠償請求の受理をしません。
- （1）貨物に破壊、き損があった場合は、貨物の引渡しの日から 14 日以内
 - （2）貨物に遅延があった場合は、荷受人が貨物の処分を出来るようになった日から 21 日以内
 - （3）貨物が滅失、および紛失した場合には、運送状の発行の日から 120 日以内

(出訴期限)

第19条 責任に関する訴えは、到着地で荷受人に貨物を引き渡した日、引き渡すべきであった日又は運送の中止の日から起算して2年の期間内に提起しなければなりません。

(譲渡)

第20条 荷送人は、会社の書面による同意を事前に得ることなく、本約款に基づく自らの権利の譲渡又は義務の委譲をすることができません。本条に違反した譲渡又は委譲を意図したいかなる行為も無効です。譲渡又は委譲をしても、本約款に基づく利用者の義務は解除されません。

(権利の非放棄)

第21条 会社が本約款に規定された権利又は条項を行使しなかったとしても、それは、当該権利又は条項をその後に行使する権利を会社が放棄したことにはなりません。会社の正当な権限を有する代表者が署名をした書面以外で、権利又は条項を行使する権利が放棄されても、当該放棄は効力を有しないものとします。

(第三者への利益の無供与)

第22条 本約款は、荷送人以外のいかなる者にも、いかなる権利及び救済手段も付与するものではなく、又は付与することを意図したものでもありません。

(通知)

第23条 会社から荷受人に対する通知は、電磁的方法によるメッセージの送信（電子メールを含みますが、これに限りません）によりなされます。電磁的方法で送信される通知は、会社がメッセージを送信したときに効力を発します。荷受人は、自らの責任で、自らの電子メールアドレス等を最新の状態に保つ必要があるものとします。

(裁判の管轄)

第24条 会社に対する訴えは、発地国の会社の住所地、会社の主たる営業所の所在地又は会社が契約をした営業所の所在地の裁判所に提起しなければなりません。

2. 会社に対する訴訟の手続は、発地国の法律によります。

(約款の適用と法令)

第25条 本約款の規定が、条約、法律、政府の規則、命令又は要求に反する場合には、その規定は、これらの法令と抵触しない限度において適用されるものとし、そのいかなる規定の無効も、他の規定に影響を及ぼすものではありません。

以上